

令和2年4月16日

認可保育園  
認定こども園  
事業所内保育園  
小規模保育園      ご利用の保護者様

府中町福祉保健部子育て支援課

### 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保育園等の登園自粛などについて（お願い）

日頃より、本町の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、町立の小学校、中学校において、4月15日（水）から5月6日（水）までの間、臨時休校が行われます。

町内の保育園等においては、これまでどおり開園しますが、県内において感染拡大している現状を踏まえ、家庭において保育が可能な場合（在宅勤務・育児休業または求職中・仕事がお休み等）は、登園を自粛していただきますようお願いいたします。

また、今後も継続して開園するため、改めて保育園等における感染予防対策の徹底を図ってまいりますので、保護者の皆様にも、こうした状況をご理解いただき、感染拡大の防止に向けた意識をより一層高めていただきますようお願いいたします。

なお、保育園等の子どもや保育士等が感染した場合や、地域で感染が拡大した場合などにおいては、臨時休園とする場合があります。（各状況に対する対応については裏面をご覧ください。）

※臨時休園の決定や期間は、急なご案内になる場合があります。あらかじめご了承ください。

#### 【登園自粛のお願いをする期間】

令和2年4月17日（金）から令和2年5月6日（水・祝）

※今後の状況により期間が変更になる場合があります。

#### 【利用者負担額（保育料）の取り扱いについて】

令和2年4月17日（金）以降に登園を自粛された場合、日数に応じて、保育料を日割り計算により減額します。

なお、減額の確定等については、一定期間を要することが見込まれます。利用者負担額決定通知書に基づく保育料を一旦納付（口座引き落とし含む）していただきますので、あらかじめご了承ください。手続き方法等は後日改めてお知らせします。

《裏面あり》

◆当町の保育園等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、次のとおりとします。

※なお、あくまでも基準とするもので、状況に応じて対応に変更が生じることがあります。

新型コロナウイルス感染症に関する状況	対 応
感染した子どもまたは保育士等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園（出勤）していたことが確認された場合	広島県西部保健所広島支所等と協議の上、速やかに当該保育園等の一部又は全部について臨時休園となります。
感染した子どもまたは保育士等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園（出勤）していたことが確認された場合	広島県西部保健所広島支所等と協議の上、その必要性について、個別の事案ごとに保育園等の一部又は全部について臨時休園となります。
子どもまたは保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	当該子どもまたは保育士等が、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間、登園（出勤）を避けていただくようお願いします。
保育園等に感染者はいないが、町内で感染が拡大した場合	地域全体で感染拡大を抑えることを目的に保育園等の一部又は全部について臨時休園となる場合があります。

※子ども・保護者・家族がPCR検査（新型コロナウイルス感染症診断検査）の対象となる場合は、登園を自粛していただくこととなりますので、保育園等へ必ず連絡していただくようお願いします。

◆基礎疾患のある園児について

基礎疾患のある園児については、主治医に相談のうえ、その指示に従ってください。

なお、日々の体調の変化に注意するとともに、登園の際は、検温など健康観察の徹底をお願いします。

◆偏見や差別の防止について

新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別は、決して許されることではありません。正確な情報収集と適切な知識をもって対応してください。

◆新型コロナウイルスに関する相談先

広島県西部保健所広島支所※24時間対応

TEL：082-513-2567

◆新型コロナウイルスについての最新情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。

府中町福祉保健部子育て支援課

〒735-8686

安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電話：082-286-3168

FAX：082-283-5775